

訓子府町民有林管理推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、訓子府町内における木材等生産林の適切な管理を促進することにより、森林機能の増進及び森林資源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林組合 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき設立されたものをいう。
- (2) 森林所有者 訓子府町内に所在する森林を所有する者及び森林法（昭和26年法律第249号）第11条第5項又は同法第12条第3項の規定により、森林経営計画の認定を受けたものをいう。

(対象事業)

第3条 この要綱の対象事業は、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づき実施する事業で次に該当するものとする。

- (1) 訓子府町森林整備計画において「特に効率的な施業が可能な森林」の区域に設定されている林齢30年生以下の森林で行う初回の保育間伐（事業種コード：661の保育間伐）。

(補助対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、森林所有者のうち、市町村及び中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当しないものを除くものとする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助率及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(事業計画)

第6条 補助対象者は、毎年度、翌年度に実施する事業に係る年間計画（別記様式第1号。以下「事業計画」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、令和5年度に実施する事業に係る年間計画書は、令和5年5月31日までに町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、当該事業計画を審査の上、補助金の交付予定額を決定し、これを補助対象者に内示するものとする。

- 3 事業計画の変更を行う場合は、前二項を準用するものとする。ただし、補助対象者は、変更理由及び変更内容を明らかにした書類を添付しなければならない。

(実施計画)

第7条 補助対象者は、補助金交付申請を予定している年度の事業実施前に事業に係る計画（別記様式第2号。以下「実施計画」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 実施計画の変更を行う場合は、前項を準用するものとする。ただし、補助対象者は、変更理由及び変更内容を明らかにした書類を添付しなければならない。

(補助金交付申請)

第8条 補助対象者は、事業の完了後、町長が定める期日までに補助金交付申請書（別記様式第3号）を事業実績報告書（別記様式第4号）とともに町長に提出しなければならない。

- 3 補助対象者は補助金交付申請及び補助金の受領を森林組合に委任することができる。この場合において、補助対象者は委任状（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。ただし、対象事業の実施を森林組合に委託している場合は、当該委託契約書の写しをもって委任状とみなすことができる。

(補助金交付申請の添付書類)

第9条 前条の補助金交付申請は、次の各号に定める書類を添えてしなければならない。

- (1) 補助事業施行地に係る森林環境保全整備事業の補助金の交付決定及び額の確定通知の写し。
- (2) 補助事業施行地に係る森林環境保全整備事業の造林事業補助金等交付内訳書（第6号様式の7）の写し。
- (3) 補助対象施行地に係る森林環境保全整備事業の造林事業竣工調書（造林地現況調査票）の写し
- (4) 補助対象施行地の当該造林事業に係る請負（委託）契約書（補助対象経費の記載されたもの）の写し。
- (5) 森林環境保全整備事業の補助金交付申請及び補助金の受領を森林組合に委任している場合は、振込受付書等、森林環境保全整備事業の補助対象者が当該補助金を森林組合から受領したことが確認できる書類の写し。ただし、森林環境保全整備事業の補助金が当該年度の3月15日以降に森林組合に交付される場合は、当該申請時の添付を省略することができる。
- (6) 前号の規定により、書類の添付を省略した場合、森林組合は、補助対象者が森林環境保全整備事業の補助金を受領後、翌年度の4月30日までに当該書類を町長へ提出しなければならない。

(事業の検査)

第10条 町長は、補助金交付申請のあった事業について、検査員を指名し、各対象事業

の補助金の交付要件に適合しているか検査するものとする（別記様式第6号）。

- 2 町長は、前項の検査の結果、適合と判定しないときは、補助金の交付を認めず不適合又は一部不適合である旨を補助対象者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により不適合又は一部不適合であるとされた場合において、当該年度内の町長の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を実施するものとする。

（補助金の交付決定等）

- 第11条 町長は、前条の検査の結果に基づき補助金を交付すべきと認めた場合は、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、補助対象者へ通知する（別記様式第7号）。
- 2 町長は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。
 - 3 森林組合が補助対象者からの委任を受けて補助金を受領した場合は、これを速やかに補助対象者に支払い、かつ、その支払いを明らかにした書類を整備保管しなければならない。

（補助金の交付取り消し及び返還）

- 第12条 町長は、次の各号の規定に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す命令をすることができる。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（町以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他の法令若しくはこれに基づく町長の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。
 - 3 町長は、前二項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて補助対象者に対してその命令に係る補助金の返還を命ずるものとする。

（違約加算金）

- 第13条 前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければならない。

(補助事業施行地の転用等)

第14条 補助対象者が、補助事業施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に森林以外の用途に転用する場合又は補助事業施行地の立木の全面伐採除去(以下「転用等」という。本事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業施行地を森林以外の用途へ転用させる場合を含む。)する場合は、あらかじめ町長に森林の転用等届(別記様式第8号)を提出するとともに、当該事業施行地に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を町長が命ずる期日までに返還しなければならない。

ただし、公用及び天災地変その他、やむを得ない事由による場合は、町長は、当該補助金の返還を免除することができる。

2 補助対象者が、補助事業施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林経営計画の対象森林から除外した場合、又は、訓子府町森林整備計画の「特に効率的な施業が可能な森林」の区域から除外した場合は、当該事業施行地に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を町長が命ずる期日までに返還しなければならない。

ただし、公用及び天災地変その他、やむを得ない事由による場合は、町長は、当該補助金の返還を免除することができる。

(延滞金)

第15条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、期日まで納付しなかったときは期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき町税外公法上の収入徴収条例(昭和43年条例第12号)の定める延滞金を納付しなければならない。

附 則 (令和5年4月21日)

この要綱は、令和5年4月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	事業の種類	補助率	補助金の額	摘要
保育間伐事業 (森林環境保全 整備事業の対象 となった保育間 伐(事業種コー ド:661)をい う。)	保育間伐	補助対象経費の 100分の26以内 (円未満の端数 については、切 り上げ)。※補助 対象経費は北海 道の定める公共 事業の標準経費 を上限とする。	-	他の補助金(町 以外の者が補助 事業者等に対し て交付する補助 金その他の助成 を含む。)と重複 して補助対象経 費を超える補助 金額とすること は出来ない。

別記様式第1号（第6条関係）

事業計画

補助対象事業	事業の種類	実施予定面積
保育間伐事業	保育間伐	ha

（注）森林環境保全整備事業の補助金額の記載された書類（補助金計算シート等）を添付すること。

別記様式第2号（第7条関係）

実 施 計 画

補助 対象 事業	種 事 業 類 の	林 班	小 班	森林所有者住所	面積	樹 種	選木 方法	作 業 内容	林 齢	備 考
				森林所有者氏名						

(注)

1. 「補助対象事業」欄には、該当事業名を記載すること。
2. 「事業の種類」欄には、該当する事業の種類を記載すること。
3. 「選木方法」欄は、森林環境保全整備事業の竣工調書記載の内容に合致させること。
4. 「作業内容」欄は、森林環境保全整備事業の竣工調書記載の内容に合致させること。
5. 「林齢」欄は、当該年度の森林調査簿記載の林齢を記載すること。

別記様式第3号（第8条関係）

年度

事業補助金交付申請書

年 月 日

訓子府町長 様

補助対象者 住 所
氏 名

⑨

年度において 事業を実施したいので、訓子府町民有林管理推進
事業補助金交付要綱第8条の規定により補助金 円を交付されるよう、
関係書類を添えて申請します。

別記様式第5号（第8条関係）

委 任 状

年 月 日

訓子府町長 様

私は、訓子府町民有林管理推進事業補助金の交付申請及び補助金の受領に関する権限
を 森林組合に委任します。

委任者 住 所
氏 名

㊞

別記様式第7号（第11条関係）

訓子府町指令第 号
指 令 先

年 月 日申請の 年度訓子府町民有林管理推進事業につ
いては、申請内容のとおり承認し、金 円を交付するとともに、同時に補
助金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日
訓子府町長 印

記

1. この補助金の交付の対象となる事業及び補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
保育間伐	円	円

2. この補助金に関する法令、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林政第640号農林事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）、同実施要領の運用（平成14年12月26日14林整整580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「要領の運用」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、造林事業補助金交付要綱（平成25年5月29日付け森整第291号水産林務部長決定）、訓子府町民有林管理推進事業補助金交付要綱及びこの決定通知に従わなければなりません。
3. この補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率などを乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、その金額を速やかに町長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

せん。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年5月1日までに町長へ報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに町長に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

4. 補助事業等により整備した森林については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
5. 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
6. 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（町以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他の法令若しくはこれに基づく町長の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
7. 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を町に納付しなければなりません。
8. 補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に森林以外の用途に転用する場合又は当該補助事業の施行地の立木を全面伐採除去（以下、「転用等」という。補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡をし、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する場合は、あらかじめ町長にその旨届け出るとともに、当該転用等に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければなりません。ただし、公用、公共用及び天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、速やかに町長に報告するものとし、補助金相当額の減免について町長と協議することができます。
9. 補助対象者が、補助事業施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に森林経営計画の対象森林から除外した場合、又は、訓子府町森林整備計画の「特に効率的な施業が可能な森林」の区域から除外した場合は、当該事業施行地に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を町長が命ずる期日までに返還しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他のやむを得ない事由による場合は、速やか

に町長に報告するものとし、補助金相当額の減免について町長と協議することができません。

10. 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければなりません。
11. 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により町の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

（農林商工課経済林務係）

